

株式分割に関する基準日設定公告

2026年5月11日

株主各位

東京都港区赤坂八丁目10番24号
E R Iホールディングス株式会社
代表取締役社長 馬野 俊彦

当社は2026年4月21日開催の取締役会において、2026年6月1日（月曜日）をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2026年5月31日（日曜日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2026年5月29日（金曜日））と定めましてので公告いたします。

なお当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年6月1日（月曜日）をもって当社定款第6条を変更し、5,700万株増加して、8,550万株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2026年6月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
- 2026年6月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031（フリーダイヤル）
※受付時間：9:00～17:00
（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）